

平成 22 年 4 月 24 日

各 位

上場会社名 東北ミサワホーム株式会社  
代表者名 代表取締役社長 佐藤 春夫  
(コード番号 1907 東証第一部)  
問い合わせ先 取締役常務執行役員 福田 好史  
Tel 022 - 724 - 3301  
(URL <http://www.tohoku.misawa.co.jp/>)

ミサワホーム株式会社による当社の株式等に対する  
公開買付けの結果に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社は、当社の普通株式に対する公開買付を平成 22 年 3 月 19 日から平成 22 年 4 月 23 日まで実施していましたが、その結果について同社より別紙の通り発表されておりますのでお知らせいたします。

以 上

(別紙)



平成 22 年 4 月 24 日

各 位

会 社 名 ミサワホーム株式会社  
代表者名 代表取締役 竹中 宣雄  
(コード番号：1722 東証・大証・名証第1部)  
問合せ先  
役職名 経営企画部広報・IR担当部長  
氏 名 中村 孝  
TEL 03 (3349) 8088

当社子会社である東北ミサワホーム株式会社株式に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

ミサワホーム株式会社（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 3 月 18 日開催の取締役会において、東北ミサワホーム株式会社（以下「対象者」といいます。）の株式を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を開始することを決議し、平成 22 年 3 月 19 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 22 年 4 月 23 日をもって終了いたしましたので、その結果について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 買付け等の概要

- (1) 公開買付者の名称及び所在地  
名 称 ミサワホーム株式会社  
所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
- (2) 対象者の名称  
東北ミサワホーム株式会社
- (3) 買付け等に係る株券等の種類  
普通株式
- (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
11,996,018 (株)	— (株)	— (株)

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象となります。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注 4) 上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が平成 22 年 2 月 8 日に提出した第 41 期第 3 四半期報告

書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (25, 015, 532 株) から、本公開買付けに係る公開買付届出書提出日現在において公開買付者が保有する対象者株式の数 (13, 014, 740 株) 及び同四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在において対象者が保有する自己株式の数 (4, 774 株) の合計数を控除した対象者株式の数 (11, 996, 018 株) になります。

(5) 買付け等の期間

平成 22 年 3 月 19 日 (金曜日) から平成 22 年 4 月 23 日 (金曜日) まで (25 営業日)

(6) 買付け等の価格

普通株式 1 株につき金 204 円

2. 買付け等の結果

(1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法 (昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。) 第 27 条の 13 条第 1 項の規定に基づき、金融商品取引法施行令 (昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。) 第 9 条の 4 及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令 (平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。) 第 30 条の 2 に規定する方法により、平成 22 年 4 月 24 日に報道機関に公開することにより公表いたしました。

(3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株 券	10, 113, 947 (株)	10, 113, 947 (株)

(4) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	130, 147 個	(買付け等前における株券等所有割合 52. 07%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	24, 940 個	(買付け等前における株券等所有割合 9. 98%)
買付け等後における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	231, 286 個	(買付け等後における株券等所有割合 92. 47%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	110 個	(買付け等後における株券等所有割合 0. 04%)
対象者の総株主の議決権の数	249, 927 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の平成 22 年 2 月 8 日提出の第 41 期第 3 四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、買付予定数の上限を設けておらず、かつ、対象者の発行している全ての株式 (但し、対象者が保有する自己株式を除きます。) を本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、同四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数 (25, 015, 532 株) から、同四半期報告書に記載された平成 21 年 12 月 31 日現在にお

いて対象者が保有する自己株式の数（4,774株）を控除した対象者株式の数（25,010,758株）に係る議決権の数（250,107個）を分母として計算しております。

（注3）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

（5） あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算  
該当事項はありません。

（6） 買付け等に要する資金  
2,063,245,188 円

（7） 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
三菱UFJ証券株式会社（公開買付代理人） 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号

② 決済の開始日  
平成22年4月30日（金曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主（外国の居住者である株主（法人を含みます。）をいいます。以下同様です。）の場合はその常任代理人）の住所宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等（外国人株主の場合はその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

当社が平成22年3月18日付で公表した「当社子会社である東北ミサワホーム株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」記載の内容から変更はありません。

4. 公開買付報告書の写しを縦覧に供する場所

ミサワホーム株式会社 本店  
株式会社東京証券取引所

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号  
東京都中央区日本橋兜町2番1号

以 上